

○宮崎大学教育学部企業・公務員等就職委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、学生の企業・公務員等への就職を促進するため、宮崎大学教育学部企業・公務員等就職委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、関連する各教員及び各種委員会との緊密な連携のもとに、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 企業・公務員等への就職対策に関する活動の企画・立案
- (2) 企業・公務員等への就職に関する情報の収集・広報活動
- (3) その他企業・公務員等への就職促進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教授会から選出された教授 1 人
- (2) 人間社会課程関係教員 2 人
- (3) 教務委員会の就職担当委員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、第 3 条の第 1 号委員をもって充て、副委員長は第 3 条の第 2 号委員の中から互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事に入ることができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 委員会は、教職就職委員会と共通する就職事項を扱うため、必要に応じ、両委員会委員で構成される専門部会を置くことができる。

(合同委員会)

第 9 条 委員会は、必要に応じて教職就職委員会と合同委員会を開催するものとする。

(事務)

第 10 条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、教育文化学部が存続しなくなった日に、効力を失う。